



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★グローバルリスク（世界経済フォーラムより）

スイスのジュネーブに本部を置く国際機関「世界経済フォーラム」は、「グローバルリスク報告書2018」を発表しました。グローバルリスクとは、今後10年間に於いて、複数の国や産業に多大な悪影響を及ぼす可能性のある事象・状況であり、約1,000名の有識者が毎年評価しています。評価は、経済・環境・社会に関する30のリスクについて、発生可能性と影響度の観点で行われました。発生可能性の評価では、「極端な異常気象」と「自然災害」が最も高く評価されました。影響度の評価では、「大量破壊兵器」が最も高く、次いで「極端な異常気象」「自然災害」「気候変動緩和・適応への失敗」が高く評価されました。気候変動等が引き起こす異常気象や自然災害が、悪影響を及ぼす重大なリスクとして認識されています。

出典：世界経済フォーラム 「The Global Risks Report 2018」

<https://www.weforum.org/reports/the-global-risks-report-2018> (アクセス日：2018年2月14日)

★「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の公表（環境省より）

環境省は、生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）を公表しました。同ガイドラインは、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むための基礎情報や考え方等がとりまとめられたもので、2009年に第1版が公表されました。第2版には、第1版公表以降の生物多様性に関わる社会動向として、2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）や、2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」等の内容が反映されました。同ガイドラインの内容を踏まえた事業者による取組みが期待されています。

出典：環境省 「事業者のための「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の公表について」

<http://www.env.go.jp/press/104856.html> (アクセス日：2018年2月14日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



SDGsアクションプラン2018～2019年に日本の「SDGsモデル」の発信を目指して～

「SDGsアクションプラン2018」と「SDGsモデル」

2017年12月26日、内閣に設置された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）推進本部」（以下、SDGs推進本部）は、「SDGsアクションプラン2018」を公表しました。同アクションプランは、日本の「SDGsモデル」を構築し、世界に発信することを目指し、同モデルの方向性や主要な取組を盛り込んだものです。

日本ならではの「SDGsモデル」とは？

日本の「SDGsモデル」の方向性として、SDGsに本気で取り組む日本の企業や地方公共団体を後押し、国内や世界へと取組みを展開するための取組みについて、更なる具体化と拡充を検討しています。また、SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていくことが掲げられています。

日本の「SDGsモデル」を特色づける大きな柱として、次の3つが掲げられています。

I. SDGsと連動する「Society 5.0」の推進

- SDGsが掲げる社会課題や潜在ニーズに効果的に対応すべく、**破壊的イノベーション**を通じた「**Society 5.0**」や、「**生産性革命**」を実現。
- **経団連「企業行動憲章」の改定を支持し、民間企業の取組を更に後押し。**

民間企業への支援策等を年末までに検討。

- ・ベンチャー企業への支援を含む「SDGs経営推進イニシアティブ」や、投資促進の仕組み
- ・「SDGsのための科学技術イノベーション」推進に関する国際ロードマップ 等

II. SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり

- 各地方のニーズや強みを活かしながらSDGsを推進し、**地方創生や、強靱で環境に優しい魅力的なまちづくりを実現。**
- **政府が一体となって、先進的モデルとなる自治体を支援しつつ、成功事例を普及展開。**



「自治体SDGsモデル事業」を新規創設し、政府一体となった支援体制を構築。東京オリンピック・パラリンピック開催準備や万博誘致を通じて、SDGsの認知度向上と実施を推進。

III. SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント



- 発信力・創造力豊かな**次世代や、SDGsの目標でもある女性をエンパワーメント。**
- 国内では、「**働き方改革**」、「**女性の活躍推進**」、「**人づくり革命**」などを**着実に実施。**
- 国際協力では、「**人間の安全保障**」に基づき、**保健、女性、教育、防災等への支援を推進。**

SDGsを主導する次世代の育成を強化。「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の推進に向けて、今後約29億ドルを支援。

出典：内閣 SDGs推進本部 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2018.pdf>（アクセス日:2018年2月20日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



象牙取引と種の保存

象牙について

日本ではこれまで、象牙を、櫛や箸などの生活用品、印鑑、和楽器等の原材料に利用してきました。これらの象牙はアフリカ諸国等からの輸入によってもたらされてきました。

しかし、密猟等によってゾウの個体数が大きく減少したため、象牙の輸出入に関して、アジアゾウについてはワシントン条約が発効した1975年以降、アフリカゾウについては1990年以降、原則として禁止されています。

日本では、象牙等の国際取引を規制するワシントン条約の実効性を高めるために、1992年に「種の保存法」を制定しました。その後の改正により、違法な象牙の国内取引を防止するための管理制度の創設を行いました。

<象牙>



<象牙彫刻品>



出典：税関

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/washington/zouge/zougecontents_ir.htm
(アクセス日:2018年02月19日)

象牙取引について

近年、インターネットにおける象牙のネットオークションが急増しています。あらかじめ登録を受けた全形を保持した象牙の取引や、届出を行った事業者による象牙製品の販売は違法ではありません。ただし、登録又は届出を行わずに、こうした取引を行うことは「種の保存法」違反による罰則の対象となります。

また、インターネット上で象牙を海外と取引する場合、輸出入に当たるため、輸出入国の許可を得ない限り、違法な取引となります。

出典：環境省「象牙等はルールを守って取引しましょう！」
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki.html>
(アクセス日:2018年2月19日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

二国間クレジット制度

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）とは、日本の低炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを途上国に提供することで、途上国の温室効果ガス排出量の削減をとおした持続可能な開発に貢献し、その成果を二国間で分けあう制度です。

環境性能の高い技術や製品等は一般的に導入費用が高く、途上国への普及は難しい場合があります。途上国は、同制度を通じて日本からの資金や技術提供を受け、自国だけでは取り組みづらい温室効果ガスの排出削減プロジェクトに取り組むことが可能になります。日本は、当該プロジェクトを通じて削減された温室効果ガス排出量を、日本の削減実績として組み込むことができます。日本は現在、モンゴルやラオス等の17か国とJCMを構築しています。

ウォームビズ

ウォームビズ（WARM BIZ）とは、暖房時の室温を20℃で快適に過ごすライフスタイルのことです。今までのライフスタイルを少し見直し、「衣」「食」「住」を一工夫することで暖かく過ごし、無駄になってしまうエネルギーを節約することができます。

ウォームビズの目的は、暖房に必要なエネルギー使用量の削減によって、温室効果ガスの発生を削減し地球温暖化を防止することです。日本は、2030年度に向けて温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）する目標を掲げています。そのため、環境省では、2005年度（平成17年度）から冬期の地球温暖化対策のひとつとして、ウォームビズを推奨しています。

ZEV規制

ZEV（Zero Emission Vehicle）とは、排出ガスを一切出さない自動車のことで、電気自動車や燃料電池車を意味します。カリフォルニア州のZEV規制の場合、州内で一定台数以上自動車を販売するメーカーは、その販売台数の一定比率をZEVにする必要があります。2018年からは、順守が必要な対象が、年間販売台数6万台以上のメーカーから、年間2万台以上に引き下げられるなど強化されます。遵守できないメーカーは、クレジット（排出枠）の分だけ罰金を支払うか、規制をクリアしている他社からクレジットを購入する必要があります。

ぶなの森ニュース

2018年3月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432

（クライアントサービス第二部）

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。